

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	財務部 納税課
指 摘	令和6年2月9日付で婦中行政サービスセンターから管理換された会議用機について、備品台帳及び物品現在高調書に受入れの事実が記載されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	婦中行政サービスセンターから管理換された会議用機については、監査終了後、速やかに備品台帳及び物品現在高調書に記載し、管財課へ提出した。 今後も、物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	財務部 納税課
指 摘	週休日に4時間の勤務を命じられ、同一週を超える勤務時間の割振り変更を行ったため、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した4時間について、超過勤務手当25/100が支給されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	週休日の勤務時間の割振り変更に伴い、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務したことによる超過勤務手当については、監査終了後、当該超過勤務命令簿、給与関係実績等報告書を修正し、令和6年10月に当該超過勤務命令簿を職員課へ提出した。また不足分については、令和6年11月の給与支給時に調整を行った。 今後も、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	財務部 納税課
指 摘	管理職特別勤務手当について、休日に7時間30分勤務した場合、庶務事務システムで「6時間を超える管理職特勤の回数」を選択して申請すべきところ、「4時間以上6時間以下の管理職特勤の回数」としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	申請誤りのあった管理職特別勤務手当については、令和6年10月に、令和6年1月2日の管理職特勤回数の入力について、「4時間以上6時間以下の管理職特勤の回数」から「6時間を超える管理職特勤の回数」に修正を行った。 なお、手当の支給額については、勤務時間の入力に基づいて手当が算定されており、令和6年2月の給与支給時に適正に支給済みであることを令和7年1月に職員課へ確認した。 今後も、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	財務部 納税課
指 摘	災害応急作業等手当について、従事時間が深夜の時間帯にかかる場合、庶務事務システムで「災害応急作業等手当（深夜）」を選択して申請すべきところ、「災害応急作業等手当」としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	災害応急作業等手当の申請については、監査終了後、修正を行い令和6年11月に不足分を支給する対応を行った。 今後も、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	財務部 市民税課
指 摘	超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 休日に勤務を命じられたことから、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日給を、それ以外の時間に対して超過勤務手当135/100を支給すべきところ、勤務した全ての時間について休日給を支給したことにより、端数処理を行った結果、超過勤務手当が過大支給となっているものがあつた。 (イ) 週休日に4時間の勤務を命じられ、4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、3時間45分の勤務を割り振られた日に引き続き勤務をした場合、その超過勤務手当の支給割合は125/100とすべきところ、135/100としたことにより、過大支給となっているものが複数あつた。 (ウ) 週休日に7時間45分の勤務を命じられ、週休日の振替を行い、新たに週休日とした日に勤務した場合の超過勤務手当の支給割合は全て135/100とすべきところ、7時間45分を超える時間について125/100としたことにより、端数処理を行った結果、過大支給となっているものがあつた。
措 置 状 況	超過勤務手当の過大支給については、監査終了後、当該超過勤務命令簿、給与関係実績等報告書を修正し、令和7年1月に職員課へ提出することで精算を行った。なお、令和7年2月の給与支給時に調整される予定である。今後も、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	財務部 資産税課
指摘	イ 市長職務代理者の角印及び丸印について、備品台帳に記載していなかったもので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の市長職務代理者の角印及び丸印については、令和 6 年 1 0 月に備品台帳に記載した。 今後とも、富山市物品管理規則に基づき、適正な備品の管理に努めてまいりたい。